

## 2.2.7.14 条例に基づく地域地区の指定状況、規制基準等

### 1) 大気汚染

#### (1)ばい煙の規制

「熊本県公害防止条例(昭和44年熊本県条例第23号)」に基づき、表2.2.7.14-1に示すばい煙発生施設(それぞれ定められた規模に該当するものに限る。)では、施設から排出されるばい煙(硫酸化物、ばいじん及び有害物質)について、排出基準が定められている。硫酸化物に係る排出基準は、「大気汚染防止法」に基づく方法のとおりである。ばいじん及び有害物質(塩素、塩化水素)の排出基準は、施設の種類ごとに定められている。

表 2.2.7.14-1 ばい煙発生施設

ばい煙発生施設
ボイラー、金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉、金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉、窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉、乾燥炉、廃棄物焼却炉、オガライト炭の製造の用に供する炭化炉、化学製品及び食料品(食料品の原料を含む。)の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素(塩酸を含む。)反応施設及び塩化水素吸収施設(密閉式のものを除く。)

注) 出典:「熊本県公害防止条例」

#### (2)粉じんの規制

「熊本県公害防止条例(昭和44年熊本県条例第23号)」に基づき、表2.2.7.14-2に示す粉じん発生施設(それぞれ定められた規模に該当するものに限る。)では、施設の種類ごとに基準が定められている。

表 2.2.7.14-2 粉じん発生施設

粉じん発生施設
鉱物(コークス含む。以下同じ。)又は土石の堆積場、破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限る。湿式のもの及び密閉式のものを除く。)、ふるい(鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限る。湿式のもの及び密閉式のものを除く。)、製材の用に供する帯ノコ盤及び丸ノコ盤

注) 出典:「熊本県公害防止条例」